

第13章 契約

(適用範囲)

第92条 公営企業における売買、請負、その他の契約に関し、別に定めるものを除くほかこの規程の定めるところによる。

(準用規定及び読替規定)

第93条 財務会計規則第71条、第72条、第88条から第130条まで、第172条から第172条の5まで及び第173条の2から第176条まで並びに福井市工事執行規則(平成8年福井市規則第40号)第2条から第59条までの規定については、公営企業に準用する。この場合において「市」とあるのは「公営企業」と、「市長」とあるのは「企業管理者」と、「施設活用推進課長」とあるのは「経営管理課長」と、「財産管理者」とあるのは「財産管理者(企業管理者又はその委任を受けて公有財産を管理する者をいう。)」と、「施行令第167条の2第1項第2号から第9号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号から第9号」と、「施行令第167条の2第1項第1号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号」と、「福井市行政財産の使用料に関する条例(平成12年福井市条例第3号。次条において「使用料条例」という。)第4条」とあるのは「福井市公営企業行政財産の使用料に関する規程(平成20年福井市公企規程第8号)においてその例によるものとされた福井市行政財産の使用料に関する条例(平成12年福井市条例第3号。次条において「使用料条例」という。)第4条」と、「施行令第167条の2第1項第3号及び第4号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条第1項第3号及び第4号」と、「までの規定により」とあるのは「まで若しくは地方公営企業法施行令第26条の5の規定により」と読み替えるものとする。